

## ヒトパピローマウイルス感染症予防接種保護者の同意書

お子さんに同伴しない場合は、この保護者の同意書太枠内の署名と、別紙予診票の署名が必要になります。

**【ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）の対象となっている13歳以上（満16歳以上の者を除く）のお子さんをお持ちの保護者の方へ】**

お子さんの予防接種の実施にあたっては、原則保護者（親権者：一般的には父母）の同伴が必要です。ただし、13歳以上（満16歳以上の者を除く）の方に対して実施するヒトパピローマウイルス感染症予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子さんに予防接種を受けさせることを希望する場合に、**この同意書と別紙予診票に保護者が自ら署名し、接種の際に提出することによって、保護者が同伴しなくても、お子様は予防接種を受けることができます。**（当日はこの用紙を必ず持参させてください。）

接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や蓮田市役所子ども支援課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてから、予診票に署名をしてください。

裏面の「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明」の内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子さんに接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、以下の保護者自署欄に署名してください。（満16歳未満の方は署名がなければ予防接種は受けられません）

「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明」を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもの病歴・健康状況・接種当日の体調等を考慮し、子どもに接種させることに同意します。

なお、この同意書が市に提出されることに同意します。

保護者自署 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

緊急の連絡先 \_\_\_\_\_

○予診票の保護者自署欄にも同一の署名がないと予防接種は受けられません。\_\_

※12歳の小学校6年生および中学1年生(13歳未満)は、保護者の同伴が必須です。

○予診票医師記入欄の「保護者に対して」は「本人に対して」に読み替えます。

## ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明

### 1. ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微小なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外では子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

### 2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

#### ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群（しびれなど）、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

### 3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、幸手保健所、蓮田市子ども支援課へご相談ください。

### 4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、**お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。**

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。